

芦屋市 軽・中度難聴児補聴器購入費等助成のご案内

身体障害者手帳の交付対象とならない、軽・中度難聴児の補聴器購入費用等の一部を助成することにより、言語の取得、教育等における健全な発育を支援し、福祉の増進を図ります。

【助成内容】 ※修理費用は対象となりません。(耳あての交換のみ対象)

項目	名称	1台(一式)当たりの助成額(円)	耐用年数
補聴器購入費	ポケット型	40,000円	5年
	耳かけ型		
	耳穴型(レディメイド)		
	骨導式ポケット型	100,000円	
	骨導式眼鏡型		
	耳穴型(オーダーメイド)		
補聴システム購入費	補聴システム(一式)		
耳あて等交換費	耳あて(イヤモールド)	6,000円	3か月以上
	耳穴型シェル(オーダーメイド)	18,000円	

聴力レベル(参考)

聴力レベル		聞えの程度	原則 助成対象
dB	分類		
0	健聴	健聴者が聞き取れる音	原則 助成対象
10		会話が聞き取りにくい程度	
20			
30	軽度	普通の話し声が やっと聞こえる程度	
40	難聴		
50	中度	大声で話せば なんとか聞き取れる程度	
60	難聴		
70	高度	大きな声でも聞きにくい	原則 助成対象
80	難聴		
90	重度 難聴	通常の音が聞こえない	
100			
110			
120			
130			

【対象児】

保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者が児童を現に監護する者）が市内に住所を有する者であって、下記3点のいずれにも該当する児童。

1. 18歳に達する日以降の最初の3月31日までにある者
2. 原則として両耳とも聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満で、身体障害者手帳の交付対象とならない者
3. 補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断する者



必ず事前に
申請してね！

【助成の流れ】 ※支給を受けるには**事前の申請**が必要です。

①	受診・精密検査	助成対象者は、指定自立支援医療機関の医師の診察(聴力検査等)を受け、「難聴児補聴器購入費等助成交付意見書」の作成を依頼してください。
②	見積依頼	申請者は、補聴器業者に対し、「難聴児補聴器購入費等助成交付意見書」に基づいた見積書の作成を依頼してください。
③	申請	申請者は、下記の書類を市に提出してください。 【必要書類】 1)申請書 2)難聴児補聴器購入費等助成交付意見書 3)見積書
④	支給決定	市は、提出された書類を審査し、必要と認めた場合は助成対象者に決定通知書、助成券等を送付します。また、補聴器業者にも決定通知書を送付します。
⑤	納品	申請者は、決定通知書、助成券等を受領後、補聴器業者へ補聴器の作成を依頼してください。納品後、助成券等を補聴器業者に渡してください。
⑥	公費負担額請求	補聴器業者は、請求書に助成券等を添付し、市へ公費負担額を請求してください。
⑦	公費負担額支払い	市は、補聴器業者からの請求に基づき、公費負担額を補聴器業者へ支払います。

お問い合わせは
こちらまで



【申請先・問い合わせ先】

芦屋市障がい福祉課

〒659-8501

芦屋市精道町7番6号

TEL:0797-38-2043

FAX:0797-38-2178